（容器承認の申請）

第二十一条　法第五十九条第三項の規定により、輸送容器について承認を受けようとする者は、別記様式第三による容器承認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　当該輸送容器に係る品質管理の方法等に関する説明書

２　前項第二号に掲げる書類については、原子力規制委員会の定めるところにより、輸送容器の設計及び同項第一号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第三条から第十二条まで及び第十四条に定める技術上の基準（設計に係るものに限る。）に適合すると原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

３　［略］

（容器承認書）

第二十二条　原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る輸送容器が第三条から第十二条まで及び第十四条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合していることについて確認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

［一～八　略］

（事故故障等の報告）

第二十五条　法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（次条において単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

［一～三　略］

［条を削る。］

（令別表第一の七十五及び七十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等）

第二十七条　令別表第一の七十五及び七十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等は、第十二条第二項に規定する六ふつ化ウランとする。

［様式を削る。］

別表第十　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第二条**　［略］ ２　この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。	（定義） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］

（容器承認の申請）

第二十一条　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

２　前項第二号に掲げる書類については、原子力規制委員会の定めるところにより、輸送容器の設計及び同項第一号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第三条から第十五条までに定める技術上の基準に適合すると原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

３　［同上］

（容器承認書の交付）

第二十二条　原子力規制委員会は、法第五十九条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

［一～八　同上］

（事故故障等の報告）

第二十五条　法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

［一～三　同上］

（身分を示す証明書）

第二十七条　法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。

（令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等）

第二十八条　令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等は、第十二条第二項に規定する六ふつ化ウランとする。

別記様式第８（第27条関係）　［略］